

〇二 歎 願 書

- 一 價銀値上せらるるに
- 二 臨時休業の場合に日給の全額を支付せし此度
- 一 年二回の定期昇給を以て此度
- 一 衛生設備を完全にせし此度
- 一 箱木新次郎の誠意を以て時取消せし此度
- 一 作業上の危険防止設備を完全にせし此度
- 一 作業中の日給は金物支給せし此度

昭和十二年二月五日

全日本労働同盟関東支団本部 経業負債会  
日本ブローカーズ株式会社 謹啓

日本ブローカーズ株式会社 啓

〇三 賞 状

本社正産沃町四ノ六番地日本ブローカーズ株式会社  
専務取締役 平井 準 輔

吉ニ協使用中ニ係ル取之箱木信次郎解雇問題ニ于テ紛議發生ニ付特署ノ持廻俾ニ預リ方花ニ依リ今御双方円滿解決仕リヌニ就テハ後日ノ為賞書一札及差出ヌヤ

記

- 一 解雇者箱木信次郎ニ對シテハ之協法ノ規定ニ依リ日給ノ十四日分ノ手当支
- 二 令解木信次郎ニ對シテ病氣更舞トシテ平井準輔何人トシテ金七十二円ヲ贈呈スルニ付
- 三 俾取者秋山正 君塚牛雄 松本工司 倉川春松ニ對シテ八十志トシテ日給

ノ給三日分及後ノ二ト  
〇之協法條々項々條々ノ矣アル場合ハ之協法ニ於テ自筆的ニ改善スルニ付

昭和十二年二月十三日 日本ブローカーズ株式会社  
専務 平井 準 輔

山路本所大平署長 啓

〇四 賞 状

本社正産沃町四ノ六番地  
日本ブローカーズ株式会社

右ハ候用取之箱木信次郎ノ解雇問題ニ于テ紛議發生ニ付特署ノ調停ニ預リ今御双方円滿解決致シヌニ就テハ後日ノ為ノ賞書一札及入申ヌヤ

- 一 曩ニ提出ナル歎願書ハ撤回スルニ付
- 二 被解雇者箱木信次郎ニ對シテハ之協法ノ規定ニ依リ日給十四日分ノ手当ノ手給ヲ受クルニ付
- 三 被解雇者箱木信次郎ニ對シテ病氣更舞トシテ金七十二円也ノ支給ヲ受クルニ付
- 四 返取者秋山正 君塚牛雄 松本工司 倉川春松ヨリ各自日給ノ五日分ノ支給